



2025年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社早稲田学習研究会
代 表 者 名 代表取締役会長 吉原 俊夫
(コード番号 5869 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役管理部長 山崎 晴也
電 話 0276-40-1395

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第33回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、当社の予算編成や事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年4月1日から翌年3月31日まで

変更後：毎年6月1日から翌年5月31日まで

なお、決算期変更の経過期間となる第34期は2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりであります。

4. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日（予定） 2025年6月26日（木）

定款一部変更の効力発生日（予定） 2025年6月26日（木）

5. 今後の見通し

決算期を変更した場合の2026年5月期の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附則1 この定款は、<u>2023年8月15日</u>から施行する。</p> <p>附則2 (監査役の実任免除に関する経過措置) 条文省略</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、<u>毎年6月1日から翌年5月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年5月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年11月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附則1 この定款は、<u>2025年6月26日</u>から施行する。</p> <p>附則2 (監査役の実任免除に関する経過措置) 現行どおり</p> <p>附則3 (事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</p> <p>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、当社の第34期事業年度は、<u>2025年4月1日から2026年5月31日まで</u>とする。</p> <p>2 本条は第34期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p> <p>附則4 (事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</p> <p>第38条(剰余金の配当の基準日)は、第34期事業年度については、<u>変更後の定款を適用する。</u></p> <p>2 本条は第34期事業年度の期末配当の効力発生をもって、これを削除する。</p>

以 上